

## 第89回農地総会議事録

開催日時	令和6年11月8日（金） 午後3時30分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美・中島 義幸 大野 哲・森田 浩明・竹内 佳代・前田 眞作・廣瀬 良之・久保 壽美男 川澤 一博・山脇 天臣 <span style="float: right;">以上14名</span>
欠席委員	大崎 恭寿・古田 辰雄・中島 正根・山本 和正・中村 富貴 <span style="float: right;">以上5名</span>
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森再任用主幹・竹内係長・正木主任・植田主査 <span style="float: right;">以上6名</span>
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件（同法を改正する法律 附則第5条第1項の規定による） ①所有権移転 ②貸借権設定 ③中間管理権設定・一括方式  議案外（報告） ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥非農地証明願の取消の件
備考〔添付書類〕	○第89回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○転用許可申請等の結果について（報告） ○令和6年度 今後のスケジュール（予定）

開 会	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分))
議 長	それでは、只今より、第89回農地総会を開会いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。大崎委員、古田委員、中島正根委員、山本委員、中村委員から欠席の報告が来ております。委員総数19名中、出席委員数14名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長	総会会議規則第23条第2号におきまして、総会議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきましては、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 議 長	(異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。署名委員は植田俊博委員と川澤一博委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長	それでは只今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
植田主査	第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書2ページをご覧ください。今月は全体で10件の申請が出されております。 議案書3ページをご覧ください。 案件1は、先月からの継続審議案件となっておりました案件です。申請地が山林化していることから、10月24日付けで申請取下願が提出されました。取下願につきましては、次回第90回農地総会にてご報告いたします。 続きまして、案件2と3は申請地が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。 朝倉南町、登記地目田、現況畠、1,018m <sup>2</sup> を、経営拡大のため、売買により、案件2の譲受人に持分100分の5の所有権を、案件3の譲受人に持分100分の95の所有権を移転するという申請です。なお、案件2と案件3の譲受人は親子の関係です。 現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地です。 まず、案件2の譲受人についてご説明いたします。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を、すべて耕作または保全管理しており、今回の申請地ではイチジクを栽培する予定とのことです。農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、勤めの傍ら農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲に農地または採草放牧地はないため影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件3の譲受人についてご説明いたします。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有または借入れしている農地を、すべて耕作または保全管理しており、今回の申請地ではイチジクを栽培する予定とのことです。農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲に農地または採草放牧地はないため影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は、行川、畠、 $1,924\text{ m}^2$ を、耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では野菜を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を保有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻や息子とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、防除を行う場合は隣地関係者の了解を得た上で、作業を行うとのことです。

続きまして、案件5は、神田、畠、 $68\text{ m}^2$ を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地です。譲受人は農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書及び申請書別添によりますと、譲受人は現在、申請地西隣の農地を口約束で借りており、自家消費のための露地野菜を耕作しているとのことです。今後は野菜の収穫量を増やして、近くの店や産直市場へ出す計画であるとのことです。今回、耕作放棄された畠を探していたところ、本件申請地を譲っていただくことになったとのことです。

なお、申請地の中には農作業小屋がありますが、この小屋については、譲受人が取得後に、解体・撤去し、跡地を畠にして耕作地を広げる予定であるとのことです。

また、申請地ではピーマン・ナス・キュウリなどの露地野菜を栽培する予定であるとのことです。農機具は所有しておりませんが、申請地の面積が小さいため、手作業での耕作が可能とのことです。

譲受人は農業の経験があり、勤めの傍ら農業に従事する予定のため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬は使わないと想定するとのことです。

議案書3ページから4ページに跨ります案件6と案件7は、申請地が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。

大津甲、田、 $340\text{ m}^2$ 外3筆、合計 $1,168\text{ m}^2$ を、経営拡大のため売買により、案件6と案件7の譲受人に持分2分の1ずつ、所有権を移転するという申請です。なお、案件6と案件7の譲受人は夫婦の関係です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有又は借り入れしている農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定とのことです。

なお、譲受人は南国市に経営農地があるため、南国市農業委員会に対して耕作状況を照会したところ、令和6年10月15日付けで全て耕作または保全管理できているとの回答をいただいております。

農機具については、トラクターなど計4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業に常時従事しており、息子夫婦も農作業を手伝うため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、地域の水利調整の取り決めを遵守し、農薬の使用方法について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響はないとのことです。

なお、本件については合意解約後の所有権移転であり、議案外報告④の案件5の関連案件となっております。合意解約については、議案外報告でご説明します。

案件8は、春野町芳原、畠、 $85\text{ m}^2$ 外5筆、合計 $981\text{ m}^2$ を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となります。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は農地を所有しておりませんが、今回の申請地では、トマト、キュウリ、エンドウ豆などを栽培する予定とのことです。

です。

農機具については、耕運機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は、短期間ですがキュウリ農家での農作業の経験があり、他に友人も農作業を手伝うため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。また、周辺の民家に配慮して、早朝、夜間の騒音には気をつけて行動するとのことです。

続きまして、案件9は、春野町芳原、畠、198m<sup>2</sup>外1筆、合計297m<sup>2</sup>を、耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地、緑が譲受人の経営農地、黄色が譲受人の自宅となっております。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、申請地では、野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、耕運機など4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、次男も農業に常時従事しており、他に長男も勤めの傍ら農作業を手伝うため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、譲受人の自宅が近く、近隣地の耕作等に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件10は、春野町内ノ谷、田、208m<sup>2</sup>を、耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地、緑が譲受人の経営農地、黄色が譲受人の自宅となっております。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作又は保全管理しております、申請地では、野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど計6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

以上、案件1については先程ご説明しましたとおり、取下願が提出されております。その他の案件については、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

	<p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認をいただい ております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会 です。</p>
植田委員	<p>第一事前審査会の植田委員から報告をお願いいたします。</p> <p>取下げとなった案件1を除いて、案件2から案件4については、担当区域の農地利用最 適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可 相当と判断しました。</p>
議長	<p>次に、第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>案件6と案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結 果、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>次に、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。</p>
廣瀬委員	<p>案件8から案件10については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認 の結果、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見、ご質問がありました らお願いいたします。</p>
委員	<p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>ご意見やご質問がないようですので、審議を終わります。</p>
委員	<p>取り下げとなった案件1を除く、全ての案件について、許可することに決定いたし ますが、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
植田主査	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で1件の申請が出されております。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、円行寺、田、309m<sup>2</sup>の一部を、分家住宅に転用するため、親子間で使用</p>

議長 植田委員	<p>貸借権を設定するという内容の申請です。</p> <p>現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地で、赤で囲んでいるのが筆の形状です。</p> <p>農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。</p> <p>それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料①と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、借人は高知市内の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭なため、実家に近い申請地を借り受けて自己用住宅を建築することとしたものです。</p> <p>資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>転用計画としては、申請地を分筆の上、建築面積63.76m<sup>2</sup>の木造2階建て住宅1棟と駐車場1台分、物干し場等に転用する計画となっております。</p> <p>造成計画については、切土・盛土は行わず、整地計画については、全面碎石敷きとなっております。</p> <p>進入路については、申請地西側に接する県道を経由し、敷地北西の進入口から進入する計画となっております。</p> <p>排水計画については、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、南西角から前面道路の側溝へ排水、建物雨水は集水枡に集水し、北西及び南西角から前面道路の側溝へ排水、敷地雨水は自然浸透及びオーバーフロー部分は前面道路の側溝へ自然流下する計画となっております。</p> <p>申請地周辺の状況については、北側は宅地、東側は河川、南側は貸人所有の農地、西側は道路となっております。</p> <p>他法令の手続きについては、借人が分家住宅の建築条件を備えていることを、都市計画課で協議済みとのことです。また、道路占有許可については許可見込みとなっております。</p> <p>資金証明書類については、現在確認中です。</p> <p>なお、申請地は赤線及び青線に隣接していないため、土木委員への意見の確認については、不要であることを、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。</p> <p>以上で第2号議案の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の植田委員から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相</p>
------------	--

	当と判断しました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようですので、審議を終わります。
委員	案件1については、「許可相当」との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
	続きまして、第3号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。
	今月は、所有権移転と、貸借権設定、中間管理権設定・一括方式がありますが、すべて一括して審査いたします。
	事務局より議案の説明をお願いします。
植田主査	第3号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件。
	①所有権移転。議案書9ページをご覧ください。
	今月は全体で2件の申請が出されております。
	議案書10ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますのでご覧ください。
	今月は、所有権の移転をする者が2人、所有権の移転を受ける者が2人、所有権を移転する農地は、田が2筆で合計922m <sup>2</sup> です。
	それでは、案件の説明をしますので、11ページをご覧ください。
	案件1は、春野町弘岡下、田、437m <sup>2</sup> を、売買により所有権を移転するものです。
	当案件は、令和6年6月27日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和6年9月20日にJA高知県春野支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとめたものです。
	続きまして、案件2は、春野町東諸木、田、485m <sup>2</sup> を、売買により所有権を移転するものです。
	当案件は、令和6年8月21日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和6年10月10日にJA高知県春野支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとめたものです。
	なお、議案書に記載しております金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。①所有権移転については、以上です。

続きまして、②貸借権設定の案件に移ります。議案書 13 ページをご覧ください。

今月は 16 件の申請が出されており、内訳は、新規設定が 11 件、更新設定が 5 件となっております。

議案書 14 ページに利用権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が 17 人で延べ 17 人、利用権の設定を受ける者が 9 人で延べ 17 人となっております。

土地の内訳は、田が 39 筆で 35,868 m<sup>2</sup>、畑が 4 筆で 4,172 m<sup>2</sup>、合計 43 筆で 40,040 m<sup>2</sup>です。

設定の内訳は、新規設定が 28 筆で 23,191 m<sup>2</sup>、更新設定が 15 筆で 16,849 m<sup>2</sup>となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。なお、利用権設定の開始日は、全て令和 6 年 12 月 1 日となっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書 15 ページをご覧ください。

案件 1 は、五台山、田、479 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 1,777 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は一部、未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分が 2 分の 1 を超える方からの申請であることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 16 ページに跨ります案件 2 は、五台山、田、985 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 2,378 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 3 は、五台山、田、102 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 2,052 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分が 2 分の 1 を超える方からの同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 17 ページに跨ります案件 4 は、五台山、登記地目田、現況畑、472 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 1,348 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

なお、借人は農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は今回の申請地で自家消費のため露地野菜を耕作し、兼業農家として従事していく予定であるとのことです。また、今後は水稻の耕作をし、農業を拡大していく計画であるとのことです。

続きまして、議案書 18 ページの案件 7 は、大津甲、田、1,176 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 3,161 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 19 ページの案件 9 は、大津乙、田、724 m<sup>2</sup>に、5 年間使用貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 20 ページの案件 10 は、大津乙、田、654 m<sup>2</sup>外 4 筆、合計 4,849 m<sup>2</sup>に、5 年間使用貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 21 ページの案件 12 は、大津甲、田、1,190 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 2,135 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 22 ページの案件 14 は、春野町弘岡中、田、876 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 1,943 m<sup>2</sup>に、5 年間賃貸借権を設定するものです。賃借人は、農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は昨年より独立して農業を行っており、貸借権の設定はしておりませんが、3 反ほど春野町で農地を借りて、ショウガの耕作を行っているとのことです。

また、今回の申請地では同じくショウガを栽培する予定であり、今後は農家としての経営規模を拡大していきたいとのことです。

続きまして、議案書 22 ページから 23 ページに跨ります案件 15 は、春野町東諸木、登記地目田、現況畠、2,188 m<sup>2</sup>に、10 年間使用貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 23 ページの案件 16 は、春野町東諸木、登記地目田、現況畠、3,913 m<sup>2</sup>のうち 636 m<sup>2</sup>に、10 年間使用貸借権を設定するものです。

②貸借権設定については以上です。

続きまして、③中間管理権設定・一括方式についてご説明します。議案書 25 ページをご覧ください。

今月は 4 件の申請が出されており、内訳は、新規設定が 3 件、更新設定が 1 件となっております。

議案書 26 ページに利用権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が 5 人で延べ 8 人、利用権の設定を受ける者が 4 人で延べ 8 人となっております。

土地の内訳は、全て田で 17 筆合計 7,228.77 m<sup>2</sup>です。

設定の内訳は、新規設定が 3 筆で 3,871 m<sup>2</sup>、更新設定が 14 筆で 3,357.77 m<sup>2</sup>となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和 6 年 12 月 1 日となっております。

	<p>それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書 27 ページをご覧ください。</p> <p>案件 1 は、布師田、田、1,072 m<sup>2</sup>を、3年間公社が借り受け、最終貸付者に3年間貸し付けるという賃貸借権の設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>続きまして、案件 2 は、布師田、田、1,418 m<sup>2</sup>を、3年間公社が借り受け、最終貸付者に3年間貸し付けるという賃貸借権の設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>案件 4 は、春野町弘岡下、田、1,381 m<sup>2</sup>を、3年間公社が借り受け、最終貸付者に3年間貸し付けるという賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>以上、更新の案件も含め全ての案件について、計画の内容は、改正前・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>本会で計画が妥当なものと決定されると、12月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第 3 号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
森田委員	事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。
議長	第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	貸借権設定の案件 1 から案件 4 について、計画を妥当なものと認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。
廣瀬委員	貸借権設定の案件 5 から案件 13 と、中間管理権設定・一括方式の案件 1 から案件 3 については、計画を妥当なものと認めました。
議長	第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。
・	所有権移転の案件 1、案件 2 と、貸借権設定の案件 14 から案件 16、中間管理権設定・一括方式の案件 4 については、計画を妥当なものと認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。
委員	ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
議長	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
	続いて、議案外の報告を事務局より一括してお願いします。

植田主査	<p>議案外の案件について、まとめてご報告いたします。</p> <p>①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書31ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は2件の届出が出られており、地区の内訳は、朝倉が1件、春野が1件となっております。</p> <p>届出の内容につきましては、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書34ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、中央が1件、鴨田が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書35ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>なお、案件1は、38ページの案件1の関連案件で、複数の筆を一体利用して、4条と5条で転用するものです。</p> <p>続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書37ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は11件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、中央が1件、潮江が1件、鴨田が3件、長浜が1件、一宮が2件、介良が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書38ページから41ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。</p> <p>議案書43ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は5件の通知があり、地区の内訳は、布師田が3件、大津が2件となっております。</p> <p>通知の内容については、議案書44ページから46ページに掲載しております。</p> <p>全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことを確認していただき、事務局長専決処理により受理しております。</p> <p>続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。</p> <p>議案書48ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p>
------	---

	<p>今月は6件の非農地証明願が出られており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が4件、介良が1件となっております。</p> <p>証明願の内容につきましては、議案書49ページから50ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を行い、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、⑥非農地証明願の取消の件についてご報告いたします。</p> <p>議案書52ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は1件の非農地証明取消願が出されており、地区の内訳は、介良となっております。</p> <p>土地の売買予定がなくなったため、令和6年9月25日付で取消願が出され、令和6年10月8日付で受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願ひいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
事務局報告	<p>議長 事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p> <p>竹内係長 （「転用許可申請等の結果について（報告）」を説明）</p> <p>上田次長 （「令和6年度今後のスケジュール（予定）」を説明）</p> <p>議長 事務局からの連絡に関しまして、何かご意見・ご質問がございますか。 (意見・質問なし)</p> <p>議長 ないようでしたら、事務局からの連絡については終わりたいと思います。</p>
その他	<p>議長 その他の件で何かご意見・ご質問がございますか。 (意見・質問なし)</p> <p>議長 ないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p>
次回農地総会	<p>議長 次回の農地総会は12月9日（月）を予定しております。</p>
閉会	<p>議長 (議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。（午後4時15分))</p> <p>議長 以上で本日の農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 7 年 1 月 10 日

議長

加藤芳幸

議事録署名委員

植田俊博

議事録署名委員

川澤一博

議事録作成者

正木和人